

# 新型コロナウイルス感染症の影響で失業等により生活に困窮し、 総合支援資金(特例貸付)の借入れを希望される方へ

1. この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
2. この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯です。  
※失業等給付や年金など、ほかの公的給付を受けている者がいる世帯は、貸付の必要性が認められる場合に限り対象となります。
3. この資金の貸付金額等は、次のとおりです。

- 単身世帯：月15万円以内
  - 複数世帯：月20万円以内
- ※借入期間は原則として3ヶ月以内とします（延長の可能性あり）  
※貸付額は、生計を維持していたときの収入を基本とし、貸付相談により、限度額内において変更する場合があります。

4. 借入申込みにあたっては、以下の書類等が必要です。
  - (1) 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）
  - (2) 世帯全員の住民票（住民票コード・個人番号以外に省略の無いもの）
  - (3) 通帳・キャッシュカード等、振込口座を確認できる書類
  - (4) 令和2年2月以降に収入減となったことを確認できる書類もしくは「収入の減少状況に関する申立書」※所定様式
  - (5) 印鑑
  - (6) 自立相談支援事業の利用申込が確認できる書類（特例貸付にかかる状況確認シート）  
※自立相談支援機関で取得。総合支援資金特例貸付の延長申請の際に必要です。
5. 上記4. の申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合等は申込みができません。
6. 貸付の申請の際に、自立相談支援機関による支援を受けることの確認をさせていただきます。このため、特例貸付の償還開始までに自立相談支援機関へも相談をしていただくことが必要になります。  
※自立相談支援機関とは、生活困窮者自立支援事業を実施する相談窓口です。

- 生活困窮者自立支援事業  
就労やお金・住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行う事業

7. 申請内容について、申込書記載の連絡先、住所地の自治体、他の都道府県社会福祉協議会に確認することがあります。虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。
8. 申込受付後、群馬県社会福祉協議会で貸付審査を行います。貸付決定の場合は貸付決定通知が、貸付不承認の場合は不承認通知が郵送にて送られます。  
また、貸付不承認の場合、不承認理由をお答えすることはできません。

9. 無利子による貸付けですが、償還期間経過後は、残元金に対して延滞利子（年利3%）が発生します。
10. 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。
11. この資金は、「償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」予定ですが、厚生労働省から詳細が示され次第、本会ホームページでお示しします。

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課  
〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12  
TEL027-255-6031 FAX027-255-6444